

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成27年10月11日 11時00分ごろ
発生場所	福岡県福岡市玄界島北東方沖 玄界島灯台から真方位080° 550m付近 (概位 北緯33° 41.8′ 東経130° 14.3′)
事故の概要	プレジャーボートしらとりは、南南東進中、定置網に進入した。
事故調査の経過	平成27年10月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート しらとり、5トン未満（長さ10.40m） 290-2244福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 ロープ及び垣網に切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、玄界島北東方沖を南南東進中、突然船体に衝撃を受けて機関が停止した。 船長は、本船が定置網に進入し、プロペラに垣網が絡んだことを知った。 本船は、付近で作業をしていた漁船によってプロペラに絡んでいた定置網の垣網が外された。 船長は、玄界島北東方沖に定置網が設置されていることを知らなかった。 本船が進入した定置網は、海上保安庁の沿岸域情報提供システム（MICS）によって周知されていた。
分析	本船は、船長が、玄界島北東方沖に定置網が設置されていることを知らずに航行したことから、定置網に進入したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、玄界島北東方沖に定置網が設置されていることを知らずに航行したため、本船が定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出航前に航行予定海域の水路調査を行い、定置網の設置場所等を把握しておくこと。